

平成23年5月31日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成22年(ワ)第10969号 損害賠償請求事件

口頭弁論の終結の日 平成23年4月5日

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録のとおり

主 文

- 1 被告らは、原告[]に対し、連帶して、1681万2114円及びこれに対する、被告東京プリンシパル・セキュリティーズ・ホールディング株式会社及び被告野村[]
[]については平成22年4月5日から、被告齋藤[]及び
被告坪内[]については同月2日から、それぞれ支払済み
まで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告らは、原告[]に対し、連帶して、752万7817円及びこれに対する、被告東京プリンシパル・セキュリティーズ・ホールディング株式会社及び被告野村[]に
ついては平成22年4月5日から、被告齋藤[]及び被告
坪内[]については同月2日から、それぞれ支払済みまで
年5分の割合による金員を支払え。
- 3 原告らのその余の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は全部被告らの負担とする。
- 5 この判決は、第1、2項に限り、仮に執行することがで
きる。

事 実 及 び 理 由

第1 請 求

- 1 被告らは、原告[]に対し、連帶して、1713万5960円及びこれ
に対する訴状送達の日の翌日（被告東京プリンシパル・セキュリティーズ・ホール

ディング株式会社及び被告野村[■]については平成22年4月5日、被告齋藤[■]及び被告坪内[■]については同月2日)から、それぞれ支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被告らは、原告[■]に対し、連帶して、770万5000円及びこれに対する訴状送達の日の翌日(被告東京プリンシバル・セキュリティーズ・ホールディング株式会社及び被告野村[■]については平成22年4月5日、被告齋藤[■]及び被告坪内[■]については同月2日)から、それぞれ支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 争いのない事実(証拠上明らかな事実を含む。)

(1) 原告[■](昭和5年[■])。以下「原告[■]」という。)は、長年専業主婦として暮らしてきたものであり、現在、要介護1の認定を受けており、年金収入で暮らしているものである。

原告[■](昭和36年[■])。以下「原告[■]」という。)は、原告[■]の子である。

(2)ア 被告東京プリンシバル・セキュリティーズ・ホールディング株式会社(以下「被告会社」という。)は、組合契約の締結並びにその媒介、取次ぎ及び代理に係わる業務等を目的とする会社(設立平成13年7月、資本金1億円)である。

被告会社の商号は、設立当初は「オービット・トレーディング・マネージメント株式会社」であったが、平成14年12月10日に「オービット・キャピタル・マネジメント株式会社」に変更され、平成18年3月15日に「東京プリンシバル証券株式会社」に変更され、平成19年1月13日に現在の商号に変更された(甲3)。

なお、被告会社は、同月11日、公告等適法な手続により顧客への周知を図ることなく、臨時株主総会において証券業の廃止を決定し、同日付けでその旨の届出をしたところ、同月12日、当該行為が証券取引法55条3項に違反することなどを

理由として、関東財務局から、同法56条1項に基づく業務改善命令を受けるとともに、金融先物取引業の登録を取り消された。

イ 被告齋藤 [] (昭和26年 [])。以下「被告齋藤」という。)は、平成14年5月から同年12月まで、平成18年5月から平成21年5月まで、被告会社の代表取締役であったものであり(甲3)，設立以来、被告会社の株式を保有している(甲45)。

なお、被告齋藤は、昭和59年10月、海外金融先物取引会社を設立してその社長になったが、昭和61年11月26日、先物取引の保証金名目で顧客から金員を詐取したとして逮捕され、平成2年12月5日、東京地方裁判所で懲役7年の実刑判決を受けて服役したものである。上記金融先物取引会社に係る被害金額は13億5000万円に及び、被害者は300人を超えた。

ウ 被告野村 [] (昭和35年 [])。以下「被告野村」という。)は、平成15年6月から現在まで被告会社の取締役であり、平成21年5月からは被告会社の代表取締役を務めているものである(甲3)。

また、被告野村は、ケイマン諸島法人であるOCS Rainbow Corp.(以下「OCSレインボー」という。)が設立された当時、その代表者を務めていた。

エ 被告坪内 [] (昭和45年 [])。以下「被告坪内」という。)は、被告会社の従業員(営業部課長)であったものであるが(甲7)，平成19年9月末ころ、被告会社を退職した。

なお、被告坪内は、同年10月、株式会社ピース・ステイブルを設立し、自ら代表取締役に就任したが、平成20年7月、詐欺、有印私文書偽造・同行使の疑いで逮捕され(甲12)，その後、詐欺、有印私文書偽造・同行使、詐欺未遂、窃盗の罪で東京地方裁判所に起訴され、平成22年2月8日、同裁判所において、同罪により、懲役12年に処する旨の実刑判決(甲41)の言渡しを受け、東京高等裁判所に控訴したものの、同年6月28日、同裁判所において、控訴を棄却する旨の判

決（甲42）の言渡しを受けた。上記詐欺、窃盗に係る被害額は、1億1500万円にのぼるものであった。

(3) 被告会社は、平成18年10月ころから平成19年6月ころまで、OCSレインボーが運営するレインボーファンド（以下「本件ファンド」という。）を日本国内において販売していた。

被告会社の作成した本件ファンドのスキームの説明図は、別紙（乙1）のとおりである。

(4) ア 原告■は、被告坪内から本件ファンドの勧誘を受け、平成18年11月20日、①匿名組合契約書、②本件ファンドに3万ドルを出資し契約手続・管理サービス報酬として6000ドルを支払う旨の「出資申込書」に署名押印し（甲15），同日、三菱東京UFJ銀行三田支店に開設されたOCSレインボーナミ義の外貨普通預金口座（以下「本件口座」という。）に428万3280円を送金した（甲8）。

イ 原告■は、被告坪内から本件ファンドの勧誘を受け、平成18年11月21日、本件ファンドに5万ドルを出資し契約手続・管理サービス報酬として1万ドルを支払う旨の「出資申込書」（甲17）に署名押印し、同年12月1日、本件口座に700万5000円を送金した（甲9）。

ウ 原告■は、被告坪内から本件ファンドの勧誘を受け、平成18年11月23日、原告■名義で、①匿名組合契約書、②本件ファンドに5万ドルを出資し契約手続・管理サービス報酬として1万ドルを支払う旨の「出資申込書」に署名押印し（甲16），同年12月1日、原告■名義で本件口座に700万5000円を送金した（甲10）。

エ 原告■は、被告坪内から本件ファンドの勧誘を受け、平成19年4月16日、本件ファンドに3万ドルを出資し契約手続・管理サービス報酬として6000ドルを支払う旨の「出資申込書」に署名押印し（甲18），同月19日、被告坪内に対し、429万7680円を交付した（甲11）。

(5) 原告■は、平成19年10月1日、被告会社から32万3846円を受け取り、原告■は、同日、被告会社から17万7183円を受け取った（乙2）。

(6) 原告らは、平成22年3月25日、東京弁護士会所属弁護士荒井哲朗（原告代理人）ほかに委任して、東京地方裁判所に本件訴えを提起した。

2 本件請求

本件は、原告らが、被告坪内の本件ファンドの勧誘行為が違法であり、これにより原告らが上記1(4)の金員相当の損害を被ったなどと主張して、被告坪内に対し不法行為に基づき、被告会社に対し使用者責任又は不法行為に基づき、被告齋藤及び被告野村に対し不法行為又は会社法429条1項に基づき、それぞれ損害賠償とその遅延損害金の支払を求める事案である。

3 原告らの主張

(1) 事実関係

ア 被告坪内（当時36歳）は、平成18年11月ころ、原告ら方を訪問し、原告■（当時76歳）に対し、「10年で償還するけれど、3年間置いておけば、毎年利息が付いておろせる。MMFだ。スイスの銀行に預けておく。」など、リスクや仕組み、手数料等の説明を何らしないまま「レインボーファンド」というファンドへの出資を勧誘した。

原告■は、上記勧誘内容を信じて、リスクなどを正しく理解することなく、金銭を預けることとした。

イ 原告■は、平成18年11月20日、被告坪内の運転する車に乗せられて三菱東京UFJ銀行■支店に連れて行かれ、被告坪内が指示するとおり、428万3280円を本件口座に送金した。

ウ 原告■は、平成18年11月21日及び同月23日、再度原告ら方を訪れた被告坪内から、「もうちょっとやりませんか。簡易保険を持ってますか。」と聞かれ、「ある。」と答えると、「いずれそのお金は出なくなる。こちらの方がいい。700万円預けると、利息が100万円になります。」と言われ、これを信

用し、原告■名義の預金から送金して原告■名義でも預けることとし、同年12月1日、被告坪内に連れられて三菱東京UFJ銀行■支店に赴き、被告坪内に指示されるまま、出資金2口分として、原告■及び原告■名義で700万500円ずつ本件口座に送金した。

エ 原告■(当時45歳)は、平成18年12月3日、原告■の行動に気付き、問い合わせたところ、レインボーファンドというものに出資金名下に送金していることが分かり、被告坪内を自宅に呼んで説明を求め、返金を求めたが、被告坪内は、「勝手にしているとは思わなかった。1年間は解約できない。」などと言うのみであった。

オ 被告坪内は、平成19年4月16日、突然原告ら方を訪問し、原告■に対し、「500万円ないか。」と言った。原告■は、「そんなお金はない。」と断ったが、被告坪内から、「来年5月には返す。」と執拗に言われ、これに抗しきれず、同月19日、被告坪内に対し、429万7680円を交付した。被告坪内が作成した領収書は、OCSレインボー発行のものであり、「レインボー・ファンド出資金及び手数料金として」と記載されている。

カ 原告らは、その後、被告会社に解約の申出をしたが、被告らは言を左右にしてこれに応ずることがなかったため、平成22年2月16日、原告代理人に相談して本件損害賠償請求事件を委任した。

(2) 被告らの不法行為

ア 被告坪内は、適合性原則を無視した勧誘を行って説明も尽くさず、本件ファンドへの出資名下等に高齢者の原告■から老後資金を奪ったものであって、社会的相当性を明らかに逸脱する詐欺商法であるといわざるを得ず、そうでないとしても、不法行為上の違法性がある。

イ 被告坪内は、原告■の高齢、無知、無経験につけ込み、適合性原則違反、説明義務違反等の違法行為を行い、甘言、詐言を弄して、投資投機取引をする意思も習慣もなかった高齢の原告■に金銭の交付を求め、原告■の老後の資金及び

原告[]の預金を奪うという犯罪的な行為を行ったのであり、原告らに出資金名下に交付させて被らせた損害を賠償する責任を負う。

ウ 被告坪内の上記勧誘は使用者である被告会社の指揮監督下に行われたものであるから、被告会社は、被告坪内の使用者としての責任を負う。

また、被告坪内の上記違法行為は、被告会社の営業方針に根ざした組織的なものであり、被告会社は、固有の不法行為責任をも負う。

エ 被告齋藤は、被告会社及びO C S レインボーにおける営業方針を決し、従業員らをして組織的に違法勧誘を継続させているものであって、上記違法行為を行った被告坪内と共同して不法行為責任を負う。また、被告齋藤は、上記(1)当時、被告会社の代表取締役として被告会社の業務執行を適正にすべき義務を著しく懈怠していたものというべきであり、この点に故意又は重大な過失があることは明らかであるから、会社法429条1項の損害賠償責任を負う（不法行為責任と会社法429条の責任は選択的に主張する。）。

オ 被告野村は、上記(1)当時、被告会社の取締役として、代表取締役の業務執行一般及び法令遵守体制構築義務についての監視監督義務を負っていたところ、被告会社は組織的な違法勧誘行為を継続していたのであるから、被告野村の監視監督義務違反には少なくとも重過失があるから、会社法429条1項に基づく損害賠償責任を負う。また、被告野村は、被告齋藤の命を受けて、O C S レインボーを組織し、その名前で本件ファンドを組成して、出資金名下に被告会社が詐取した金員を受け入れる役割を果たし、被告会社と共に詐欺的商法を行ったものであり、被告会社らと共に共同不法行為責任を負う（会社法429条の責任と共同不法行為責任は選択的に主張する。）。

(3) 原告らの損害

ア 交付金相当損害金

(ア) 原告[] 1558万5960円

(イ) 原告[] 700万5000円

イ 弁護士費用損害

(ア) 原告■ 155万円

(イ) 原告■ 70万円

ウ なお、原告■は、平成19年10月1日、被告会社から32万3846円の、原告■は、同日、被告会社から17万7183円の入金を受けたが、これは、被告らが顧客に対して全く返金をしなければ被害の実態が早期に明るみに出てしまうことをおそれ、分配金と称して一部返金をしたとも考えられる。

4 被告らの主張

(1) 被告会社、被告齋藤及び被告野村の主張

ア 本件ファンドについて

(ア) 本件ファンドは、フランスの大手銀行であるソシエテ・ジェネラル銀行の関連会社ソシエテ・オプション・ユアラップが発行するソシエテ・ジェネラル銀行の債券に投資するファンドである。その債券とは、ソシエテ・ジェネラル銀行の100%子会社であるリクソー社がマネージャーとして管理する4つのファンドのポートフォリオに連動する債券である。

本件ファンドは、商法535条以下に基づき、OCSレインボーを営業者とし、日本の投資家（出資者）と匿名組合契約を締結することにより成立する。匿名組合は、出資者の資金でソシエテ・オプション・ユアラップが発行する債券を購入し、その収益を出資者に分配することになる。

(イ) 被告会社は、OCSレインボーとの間で、本件ファンドの日本での販売の委託を受け、平成18年10月から平成19年6月中旬ころまでこれを販売した。なお、被告会社は、同年1月13日に金融庁の監査が入り、証券業を廃業しているが、本件ファンドは、証券業とは関係のないファンドであったため、金融商品取引法が施行された同年9月30日前までは販売が許されていた。

OCSレインボーは、ケイマン諸島で設立登記をした法人であり、日本国内に事業所を有して活動する外国法人ではなく、日本国内で販売するのは被告会社である。

(ウ) 原告■は、本件ファンドの分配金として、平成19年6月末基準で、合計32万3846円を、原告■は、同様に、合計17万7183円を受け取っている。

(エ) 以上のとおり、本件ファンドにおいては運用実態があり、原告らの主張するような詐欺まがいの商品でないことは明らかである。

イ 被告坪内の勧誘行為について

(ア) 被告坪内は、被告会社の営業員として在職中、営業活動の結果、顧客からクレームが付いたり、消費者センターから通報を受けたりしたことはなかった。社内活動においても、何ら問題を起こすことはなかった。

原告らに対する勧誘行為も同様であって、被告坪内は、了承を得ないまま原告方に押しかけたことはなく、原告■が高齢者で取引内容を理解できないことに乘じて契約を結ばせたこともなかった。

(イ) 被告坪内は、事前に訪問の了承を得た上で、原告の方を訪れ、本件ファンドについて、その契約内容、取引の仕組み、リスク、価格変動要因等を十分に説明した。原告■は、内容を理解し、納得したからこそ、ファンドに出資したものであり、被告坪内の勧誘行為は騙取行為ではなく、違法なものではない。

(ウ) 以上のとおり、被告坪内の原告■に対する勧誘行為には、何ら問題はなく、不法行為上の違法性は存しない。

(2) 被告坪内の主張

原告らの主張をすべて争う。被告坪内の勧誘行為に違法性はない。

第3 当裁判所の判断

1 被告坪内の責任について

(1) 証拠（甲15～18、乙1）及び弁論の全趣旨によれば、本件ファンドは、ケイマン諸島法人であるOCSレインボーが運営する匿名組合契約型のファンドであり、①ファンドの性格：ドル建て運用満期時元本確保型、運用期間10年、②運用の方針：出資金の約100%で10年後の満期日に100%元本が確保される、

ソシエテ・ジェネラル・アクセプタンス エヌ・ヴィーが発行する外国債券を購入し、ポートフォリオの中では4本のファンドを選別し、各々へ25%ずつ等しく配分して運用する、③投資対象：外国の株式、株価指数、債券、金利、通貨、デリバティブ市場等を対象に投資して運用する、④分配の方針：基本的に利益が発生した場合は、年2回の分配を予定、⑤運用状況報告：決算期毎に年次報告書を、四半期末に期末報告書を交付する、⑥譲渡及び担保設定：譲渡、再販、担保設定、買取等は原則としてできない、などを内容とするものであって、投機性が高く、為替変動の影響も受けるなど、高いリスクのあるものと認められ、また、「契約手続・管理サービス報酬」が「申し込まれた出資金（投資金）の20%」とされ、高額の手数料がかかるものであると認められる。

そして、上掲証拠によれば、出資者は、運営者であるOCSレインボーと匿名組合契約を締結することとされ、匿名組合契約書には、次の規定があることが認められる（なお、以下の条項において「営業者」とはOCSレインボーを指す。）。

第2条（匿名組合契約）

1 契約者は、営業者が営む、投資に係わる事業（以下「本事業」という）のため、この契約に従って出資することを約し、営業者は、本事業から生じた利益を、本契約に従って契約者に分配することを約した。

第3条（利益または損失の負担）

1 契約者は、本契約第11条に従い、その出資金のすべての出資者の払い込み出資金の総額（以下「払込出資総額」という）に対する割合（本契約において「出資割合」という）に応じて本事業から生じた利益の分配を受け、損失を負担するものとする。

2 すべての払込出資総額は、必要な費用負担金額を支払い、本ファンドの事業遂行のために使われる。

第5条（出資）

1 契約者の本事業に対する出資金の金額は、1口1万米ドル、3口（3万米ドル）以上1口単位とし、冒頭の申込欄記載の口数および金額の出資を行う。

2 契約者は前項の出資金を、2006年12月14日までに営業者の指定する払込銀行口座に、出資金を払い込むものとする。

第8条（営業者と契約者の関係）

1 契約に基づく営業者と契約者との関係は、商法第3編第4章（第535条以下）に規定する匿名組合における営業者と組合員との関係であり、契約者は営業者に対して匿名組合契約に基づく諸権利を有するが、契約者は本事業に係る財産につき所有権を有さず、また、その営業および意思決定に関与する権限を有さない。

第9条（ファンド資産の運用）

1 営業者は、以下の契約等を自ら締結し、または他の運用者（もしあれば）に締結させ、速やかに投資事業を開始遂行するものとする。なお、本項各号に定める契約又はその他の本ファンドに必要な契約は営業者の判断により、適宜、追加、変更することができるものとする

- (イ) 運用管理会社との間で運用管理契約
- (ロ) 投資顧問業者との間で投資顧問契約
- (ハ) 海外ファンドとの出資契約

2 営業者は、ファンド資産のうち約100%を海外のNoteに投資し、投資運用されていない部分を、法律および諸規則の許す範囲で、預金などの短期金融商品等に、安全かつ適切と考える方法で運用することができる。

3 海外のNoteは、4つのファンドから構成されており、主に外国の株式、債券、金利、通貨、デリバティブ市場等を対象に運用します。

第10条（費用および営業者等に対する報酬）

本ファンドは、次の諸費用および報酬を負担する（中略）。

- (1) 契約手続・管理サービス報酬

本ファンドは、営業者又は取扱会社に対し、その役務に対する報酬として、また運用管理に対する報酬として、出資金の20%を支払う。

(2) 本ファンドの設立および維持費用

本ファンドの設立に関して発生した費用（会社登録費用、弁護士費用、会計士費用を含む）、本ファンドの日常的な経営業務や一般業務に要する費用その他の営業費用（本ファンドの会計監査および弁護士に対する報酬、経営的に発生する本ファンドの一般管理費を含む）は、その実費が支払われる。

第11条（キャピタル・アカウントの設定および純資産額の算定方法）

1 営業者は本ファンドの取引諸記録を備えるものとし、各取引の内容および結果を記録する。本ファンドの帳簿および取引諸記録には、各出資者（営業者を含む）の出資分ごとにキャピタル・アカウントが設定される。

第12条（利益の分配）

1 6月末および12月の会計年度（決算期）末において、本ファンドの利益があったときは、営業者の決定するところに従い、その出資者の出資分について計算される純利益を上限として、これを90日以内に契約者に分配することができる。

第13条（営業者の責任）

1 営業者は、本契約に従い、善良なる管理者の注意義務をもって本事業を行うものとし、最善の努力を行う。

2 本事業への出資に基づき契約者が得る結果については、それが如何なるものであれ、営業者は明示によると黙示によるとを問わず、何らの保証も行わないものとする。

第15条（会計年度）

本事業の会計年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの期間とする。

第16条（会計記録および報告）

1 営業者は、本ファンドの本事業の執行に関するあらゆる取引について明瞭

かつ正確な会計帳簿その他会計に関する記録を作成し、保管するものとする。

2 営業者は、会計期間について、当該会計年度の本事業の事業損益を確定し、契約者に対し書面によりその報告を行わなければならない。営業者は、当該会計年度終了後約3ヶ月ほどで契約者に対して書面により運用報告を行う。

(2) 前記争いのない事実によれば、原告■は、平成18年11月当時、76歳の専業主婦であり、要介護1の認定を受け、年金収入で暮らしていたものであるところ、証拠（甲40、原告■本人）及び弁論の全趣旨によれば、原告■は、結婚前に銀行に勤務した経験を有するものの、結婚後は長く専業主婦として暮らしてきたこと、投資信託や現物株を購入した経験はあるものの、投資に関する知識、経験は乏しかったこと、1500万円程度の金融資産を有していたこと、会社員であった夫を亡くし、長女及び長男（原告■）と3人で暮らしていたことなどの事実を認めることができる。

また、前記争いのない事実によれば、原告■は、被告坪内の勧誘により、平成18年11月から平成19年4月まで、原告■名義で合計1558万5960円を、原告■名義で700万5000円を、本件ファンドの出資金及び手数料として、投資したことが認められるところ、証拠（甲8～11、15～18、40、原告■本人）及び弁論の全趣旨によれば、① 原告■は、原告■名義の700万5000円の投資を、被告坪内の勧誘を受けて、原告■に無断で、原告■の預金から送金して行ったものであること、② 自己名義の投資も、原告■や長女に相談しないまま行ったものであり、平成18年11月20日の投資は、被告坪内から勧誘を受けたその日のうちに、被告坪内に銀行に連れて行かれて、本件口座への送金手続をしたこと、③ 本件口座への送金手続の書類（甲8～10）は、被告坪内が英文字で記入したこと、などの事実を認めることができる。

そして、上記認定事実及び上記(1)認定事実、とりわけ、本件ファンドへの投資は、投機性が高く、為替変動の影響も受けるなど、高いリスクのあるものであり、

かつ、高額の手数料のかかるものである上、匿名組合契約書の内容も複雑であること、原告■は、これまでにこのようなリスクのある投資をした経験があるとは認められないのに、短期間に本件ファンドに自己名義で合計1558万5960円もの投資をし、原告■に無断で原告■名義でも700万5000円の投資をしていることに加え、被告坪内が原告■の投資経験、資産、投資可能額、理解力等を確認したことや、被告坪内が原告■に対し本件ファンドの内容、取引の仕組み、危険性等を原告■に理解できる程度に説明し、原告■の理解の程度等を確認したことなどを認めるに足りる証拠がないことなどを併せ考えると、原告■は、被告坪内に本件ファンドを勧誘され、本件ファンドの内容、取引の仕組み、危険性等を理解せず、安全かつ有利な金融商品であると誤信して本件ファンドへの投資を決め、実行したものと認めるのが相当であり、被告坪内の原告■に対する勧誘行為は、高齢で理解力の不十分な専業主婦に対して、その有する流動資産のほとんどを対象として行われたものであって、適合性の原則に違反し、かつ、本件ファンドの危険性等についての説明義務を尽くさなかったものであって、顧客に対する説明義務に違反するものと認められ、原告らに対する不法行為を構成するものというべきである。

なお、本件ファンドの実態は明らかでなく、原告らを含む本件ファンドの出資者（匿名組合契約の契約者）らに対して匿名契約書に記載されたとおりの運用報告等がされたことを認めるに足りる証拠もないことなどにかんがみると、本件ファンドへの出資金が匿名組合契約書にあるとおりの投資にまわされていたか疑問がないではないが、原告ら出資者の出資金が被告会社の口座ではなく、OCSレインボーネイミーの外貨預金口座に送金されていたことや、証拠（甲15～18、乙1～4、8の1、2、被告野村本人）などに照らすと、直ちに本件ファンドが実態のないものであって、架空のものであったとまで認めるのは相当でない。

(3) 以上によれば、原告■は、被告坪内の不法行為により、投資した1558万5960円から分配金32万3846円を控除した1526万2114円の損

害を被ったものと認められ、また、原告■は、被告坪内の不法行為により、投資した700万5000円から分配金17万7183円を控除した682万7817円の損害を被ったものと認められる。

2 被告会社の責任について

前記争いのない事実及び弁論の全趣旨によれば、被告坪内は、原告らに対する不法行為をした平成18年11月から平成19年4月当時、被告会社の従業員（営業課長）であり、上記不法行為はその担当職務を行うにつきしたものと認められるから、被告会社は、原告らに対して、使用者責任を負うものと認められる。

3 被告齋藤の責任について

前記争いのない事実によれば、被告齋藤は、被告坪内が原告らに対する不法行為をした平成18年11月から平成19年4月当時、被告会社の代表取締役であったことが認められるところ、証拠（被告野村本人、被告齋藤本人）によれば、被告坪内は、被告会社の営業のトップの地位にあり、被告齋藤から直接指示、指導を受けていたものと認められる上、証拠（甲41～44、47）及び弁論の全趣旨によれば、被告齋藤は、被告会社のいわゆるワンマン社長であり、被告坪内は、被告齋藤から、営業成績を上げるために、日常的に、暴言、暴力等を含む厳しい指導を受けたものと認められる。そして、前記争いのない事実によれば、被告齋藤は、海外金融先物取引会社を経営し、先物取引の保証金名目で顧客から金員を詐取して懲役7年の実刑判決を受けた経歴があり、証拠（甲5、6、19、被告齋藤）及び弁論の全趣旨によれば、被告会社の代表取締役としても、法令違反の行為を繰り返してきたものと認められ、こうした事實を併せ考えれば、被告坪内の原告らに対する上記不法行為は、被告齋藤の指示、指導に基づいて行われたものと認めるのが相当であり、被告齋藤は、原告らに対して共同不法行為責任を負うものというべきである。

4 被告野村の責任について

前記争いのない事実によれば、被告野村は、被告坪内が原告らに対する不法行為

をした平成18年11月から平成19年4月当時、被告会社の取締役であったことが認められ、代表取締役であった被告齋藤が営業担当者らに対して違法な勧誘行為をさせることができないよう、被告齋藤を監視監督すべき義務を、被告会社のために負っていたものと認められる。そして、証拠（甲46、被告野村本人）及び弁論の全趣旨によれば、被告野村は、OCSレインボーの設立やファンドの企画にも関わり、被告会社が本件ファンドの販売をしていることの認識も有していたものであることが認められ、以上を併せ考えると、被告野村は重大な過失により上記義務を怠ったものというべきであって、原告らに対して会社法429条1項の責任を負うものと認めるのが相当である。

5 原告らの損害について

前記のとおり、原告らは、被告坪内の違法な勧誘行為により、原告■が1526万2114円の、原告■が682万7817円の損害を被ったものと認められるところ、本件事案の内容、態様のほか、本件に顧れた諸事情を考慮すると、原告らの被った弁護士費用損害は、原告■につき155万円、原告■につき70万円と認めるのが相当である。

6 よって、原告■の請求は1681万2114円とその遅延損害金の支払を求める限度で、原告■の請求は752万7817円とその遅延損害金の支払を求める限度で、それぞれ理由があるから、これらを認容し、その余はいずれも理由がないから、これらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第24部

裁 判 官 松 並 重 雄

(別紙)

当 事 者 目 錄

原 告 [REDACTED]

原 告 [REDACTED]

上記両名訴訟代理人弁護士

荒 井 哲 朗

白 井 晶 子

太 田 賢 志

佐 藤 顯 子

同訴訟復代理人弁護士

五 反 章 裕

浅 井 淳 子

東京都江戸川区北葛西1丁目14番29号

被 告 東京プリンシパル・セキュリティ

ーズ・ホールディング株式会社

同代表者代表取締役

野 村 [REDACTED]

被 告 野 村 [REDACTED]

被 告 斎 藤 [REDACTED]

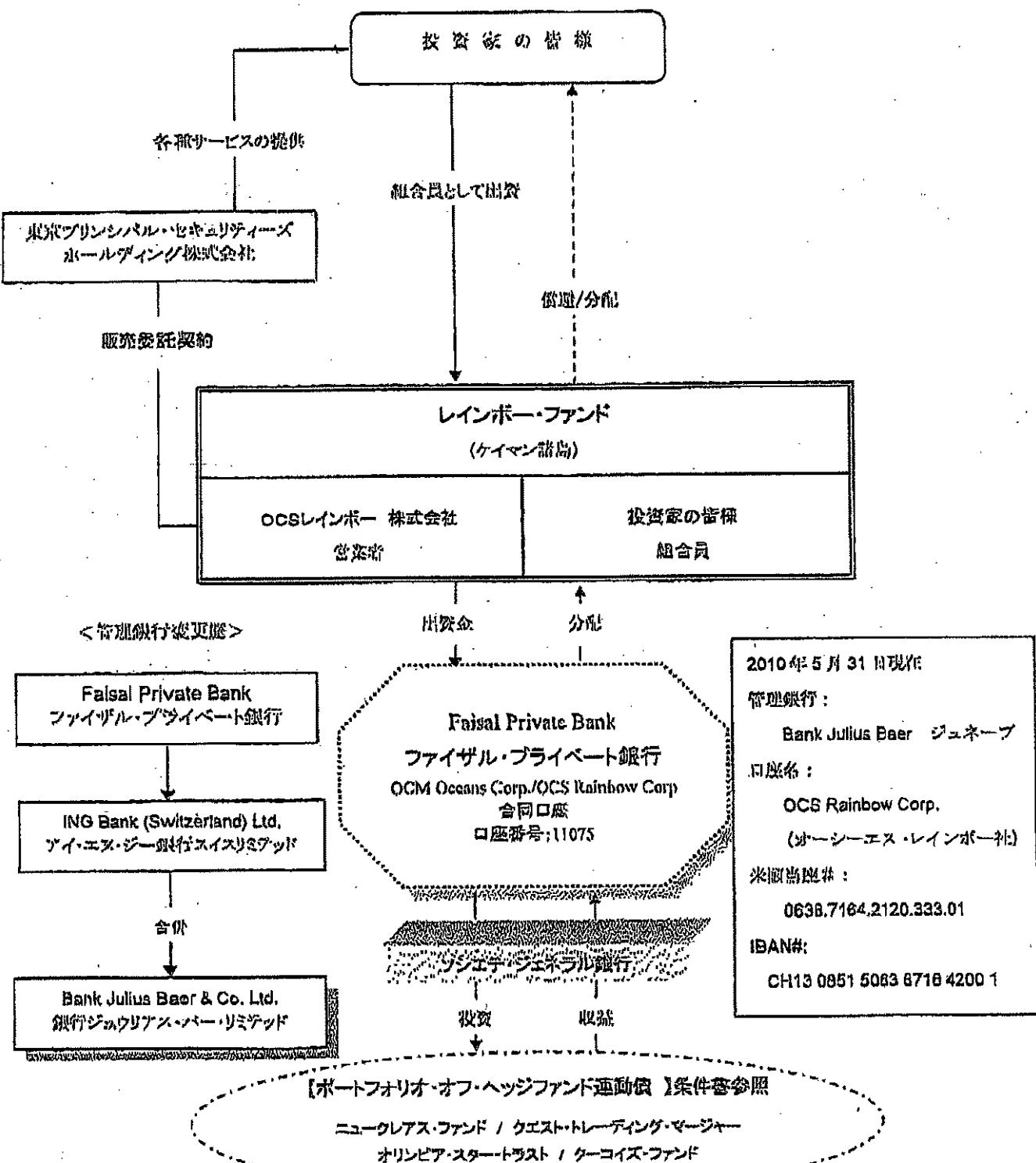
上記3名訴訟代理人弁護士 武 中 洋 司

(住民票上の住所 [REDACTED])

被 告 坪 内 [REDACTED]

(以上)

*ファイザル・プライベート銀行を通じて、フランス大手銀行、ソシエテ・ジェネラル銀行の関係会社が発行する、“ポートフォリオ・オブ・ヘッジファンド運動債”に投資。後、担当者移動のため、管理銀行であるファイザルからアイ・エヌ・ジー銀行へ変更。さらにアイ・エヌ・ジー銀行が社名変更し、現在の銀行ジュリアス・バーに変わる。



これは正本である。

平成 23 年 5 月 31 日

東京地方裁判所民事第 24 部

裁判所書記官 中村麻沙子